

平成 29 年度全国健康保険協会鳥取支部事業計画案（新旧対照表）

重点課題

新（平成 29 年度）	現（平成 28 年度）
<p>1. 保険運営の企画</p> <p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>・事業所の健康経営取組等「健康づくり」について取組内容等を充実させ、より質の高い事業へ展開する。</p> <p>・支部データヘルス計画の推進</p> <p>健康経営推進事業の推進</p> <p>事業所とのコラボヘルスによる具体的な健康づくりへの取組み</p> <p>健康経営宣言事業所数 平成 30 年 3 月末目標 1,300 事業所</p> <p>健康宣言事業所向情報誌「健康経営通信」の発信</p> <p>取り組みやすい健康づくりメニューの提案</p> <p>事業所の独自取組の取材・発信</p> <p>健康経営セミナーなど各種研修会・講習会の実施</p> <p>健康経営推進のインセンティブ付与</p> <p>支部長表彰・県知事表彰・金融機関との連携による金利引き下げサービス等</p> <p>経済団体や関係機関等のさらなる連携の強化・拡大の推進</p> <p>市町村と連携した保健事業の推進</p> <p>第 1 期データヘルス計画（再設計）における目標の達成</p> <p>・「保険者機能強化アクションプラン（第 3 期）」について支部運営での P D C A サイクル強化を図る。</p> <p>・「医療等の質や効率性の向上」「加入者の健康度を高めること」「医療費等の適正化」を目的に、加入者及び事業主に対して直接働きかける。</p>	<p>1. 保険運営の企画</p> <p>(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進</p> <p>・「健康経営推進事業（支部データヘルス計画）」の推進</p> <p>健康経営宣言事業所数 平成 30 年 3 月末目標 1,000 事業所</p> <p>健康宣言事業所向情報誌「健康経営通信」の発信</p> <p>取り組みやすい健康づくりメニューの提案</p> <p>会社の独自取組の取材・発信</p> <p>健康経営セミナーなど各種研修会・講習会の実施</p> <p>健康経営推進のインセンティブ付与（支部長表彰・県知事表彰など）</p>

(2) 平成 30 年度に向けた意見発信

・平成 30 年度には第 7 次医療計画、第 7 期介護保険事業（支援）計画、第 3 期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）が実施される予定であるため、加入者・事業主を代表した立場で関与し、他の関係機関とも連携しながら意見発信や働きかけを行う。

県の政策関係部局、市町村、関係機関などの各種協議会などに積極的に参画

・県・市町村との連携をより強化するとともに、経済団体との連携に関する協定を締結し、共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報の実施など連携推進を図る。

(3) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

・地域（二次医療圏又は市町村単位）の実情に応じて支部独自の事業を積極的に立案・実施していく

鳥取県医療費適正化評価策定委員会への参画

・都道府県単位保険料率に影響を与える協会けんぽ内のインセンティブ制度について平成 29 年度の試行的運用の中で課題を抽出し、平成 30 年度からの本格実施に繋げる。

(4) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

・国の第一段階の目標でもある 70%以上を達成するとともに、最終目標である平成 32 年度末までのなるべく早い時期に 80%以上を見据えて使用

(2) 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策

・県の政策関係部局、市町村、関係機関などの各種協議会などに積極的に参画

・協会の医療費適正化のための総合的な意見・対策を発信

・都道府県・市町村や医療関係団体（医師会等）とさらなる連携の強化・拡大の推進

・協会けんぽと連携先の間で医療情報の分析や広報・保健事業等を共同して実施

(3) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

・ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの実施（年 2 回）

促進を図る。

・ 地域（二次医療圏等）での使用率向上策を立案、実施する。（県薬剤師

会との連携強化等）

お薬セミナーの開催

・ 軽減額通知サービスの実施。

平成 29 年 8 月・平成 30 年 2 月の 2 回実施

・ 希望シールの積極的な配布。

健康保険証交付時、軽減額通知サービス時、研修会等での配布

(5) 地域医療への関与

・ 上記(2)の「平成 30 年度に向けた意見発信」で掲げた事項のほか、県・

市町村等が設置する健康づくりに関する検討会等に対して、働きかけや意

見発信を行う。

鳥取県医療審議会、鳥取県各圏域地域医療構想調整会議、
鳥取県がん対策推進県民会議、鳥取県健康づくり文化創造推進
県民会議等に参画

・ 鳥取県地域医療構想に関する加入者向けアンケートを実施し、この結果
を発信し、地域医療に貢献する。

(6) 調査研究の推進等

・ アンケート実施や成功事例の収集など支部で行える調査研究を推進す
る。

・ 県、市町村等と連携し、主体となって職域・地域の両面からなど幅広く
分析

協会けんぽベースでは協会全国平均・他支部との比較

県ベースでは、国保、後期と合算した県平均、市町村別での比較

・ 県・市町村等と合同で健康課題を抽出、効果的な対策を立案・実施

・ 鳥取大学など学術機関からのアドバイスを受け幅広い視野で検証

・ ジェネリック医薬品希望シールの配布を行うなど加入者への適切な広報
等の実施

・ 医療機関関係者、薬局関係者へ働きかけ、セミナー等を開催

・ ジェネリック使用の状況を分析し広報をはじめとした啓発活動の実施

(4) 地域医療への関与

・ 地域医療構想調整会議他の会議に、加入者・事業主を代表する立場で

積極的に参画

・ 他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信

・ 策定された地域医療構想やその実施に向けてリーダーシップを発揮
し、地域医療に貢献

(5) 調査研究の推進等

・ 県、市町村などと連携し、主体となって職域・地域の両面からなど幅広く
分析

協会けんぽベースでは協会全国平均・他支部との比較

県ベースでは、国保、後期と合算した県平均、市町村別での比較

・ 県・市町村などと合同で健康課題を抽出、効果的な対策を立案・実施

・ 鳥取大学など学術機関からのアドバイスを受け幅広い視野で検証

・ 事業の推進のため、関係機関に発信し、連携を呼びかけ

・ 加入者・事業主が行動変容につながるようわかりやすく発信

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の推進のため、関係機関に発信し、連携を呼びかけ ・加入者・事業主が行動変容につながるようわかりやすく発信 <p>(7) 広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の発信力を広げるため、メディアの活用を強化し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進 ・協会事業の理解と参画を推進するため、「事業所・加入者向け総合パンフレット」を作成・配布 ・加入者から直接意見を聞くため、アンケートや対話集会等を実施 ・意見などを踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、加入者・事業主に響く広報を実施 ・県・市町村・関係団体との共同広報の実施 ・県・市町村・中小企業関係団体・医療関係団体と健康セミナー等を共同開催【29年10月】 <p>(8) 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の財政状況と基盤強化について、理解・協力を得るため、加入者及び事業主、関係方面に発信 	<p>(6) 広報の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会事業の理解と参画を推進するため、「事業所・加入者向け総合パンフレット」を作成・配布 ・地元新聞社を活用し、加入者のみならず広く一般の方々への広報を推進 ・加入者から直接意見を聞くため、アンケートや対話集会を実施 ・意見などを踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく、加入者・事業主に響く広報を実施 ・県、市町村、関係団体との共同広報の実施 ・地方自治体や中小企業関係団体、医療関係団体と健康セミナー等を共同開催 <p>(7) 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の財政状況と基盤強化について、理解・協力を得るため、加入者及び事業主、関係方面に発信
<p>2. 健康保険給付等</p> <p>(1) サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者等のご意見や苦情等についてさらなるサービスの改善に取り組む。 ・お客様満足度調査、電話対応調査を実施し、その結果をもとにサービス 	<p>2. 健康保険給付等</p> <p>(1) サービス向上のための取組</p>

の改善に取り組む。

- ・ マニュアルに基づき、正確・迅速な事務処理を行い、事務処理誤りを発生させない。
- ・ 傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の振込までの期間については、サービススタンダード（10 営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。
- ・ 高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付し、申請を勧奨する。
- ・ 任意継続被保険者保険料の納め忘れ防止のため、口座振替と前納による納付を推進する。

(2) 限度額適用認定証の利用促進

- ・ 限度額認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、加入者・事業主などへの広報に加え医療機関など関係機関と連携し、窓口限度額適用認定申請書を配置するなど利用促進を図る。

(3) 窓口サービスの展開

- ・ 各種申請等の受付や相談等の窓口については、地域の実情を踏まえつつ、年金事務所への職員の配置や外部委託を適切に組み合わせながら、効率的かつ効果的な窓口サービスを提供する。
- ・ 窓口での相談内容を取りまとめ、対応のフィードバックを行うことで、サービス向上につなげる。
- ・ 申請手続きは郵送でもできることを各種広報や健康保険委員研修会等に

- ・ 事務処理マニュアルに基づく正確かつ迅速な事務処理を行い、事務処理誤りを発生させない。
- ・ 傷病手当金等の現金給付の支給申請の受付から給付金の支払までの期間については、サービススタンダード（10 営業日）を定め、その状況を適切に管理し、正確かつ着実な支給を行う。
- ・ お客様満足度調査結果を踏まえ、支部内研修を行う。また、電話対応を職員相互でチェックを行うことで、電話の対応力を向上させる。
- ・ 健康保険給付などの申請については、各種広報や健康保険委員に対する研修等を充実させる。

(2) 高額療養費制度の周知

- ・ 限度額適用認定証の利用により加入者の医療費負担が軽減されるため、事業主に加え、医療機関等に対するチラシやリーフレットによる広報を実施し、制度の周知を図る。また、関係機関と連携し、県内の主要な医療機関等の窓口限度額適用申請書を配置し利用促進を図る。
- ・ 高額療養費の未申請者に対して、あらかじめ申請内容を印字した高額療養費支給申請書を送付（ターンアラウンド）し、支給申請手続きを勧奨する。

(3) 窓口サービスの展開

- ・ 効率的かつ効果的な窓口サービスを展開するため、年金事務所窓口職員を配置する。なお、窓口の見直しに当たっては、サービスの低下とならないように配慮する。
- ・ 窓口職員からの相談内容を取りまとめ、研修によりフィードバックを行うことで、窓口職員の知識の向上を図る。
- ・ 年金事務所窓口の利用状況や傾向を調べ、その情報を基に、郵送で申請

<p><u>において周知し、お客様の利便性向上を図る。</u></p> <p><u>・年金事務所窓口体制の見直しに当たっては、地域の特性、利用状況等及び届書の郵送化の進捗状況を考慮のうえ、サービスの低下とならないように配慮する。</u></p> <p>(4) 被扶養者資格の再確認</p> <p>・高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被扶養者資格の再確認を日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得つつ、<u>的確に行っていく。</u></p> <p>(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <p><u>・柔道整復施術療養費の適正化のため、支部独自基準による加入者に対する文書照会を実施する。</u></p> <p><u>基準：多部位（施術箇所が3部位以上）または頻回（施術日数が月に15日以上）</u></p> <p>・<u>照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。</u></p> <p>・<u>文書照会の回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ受診者や施術者に照会し、必要があれば厚生局に情報提供を行う。</u></p> <p>(6) 傷病手当金・出産手当金の審査の強化</p> <p>・<u>保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や資格取得直後に申請されたものについて、重点的に審査を行う。</u></p> <p>・<u>審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において支給の適否を判断するとともに、必要に応じ事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。</u></p>	<p><u>ができるよう医療機関・市町村役場を訪問して申請書の設置を依頼し、郵送化率を60%以上に向上させる。</u></p> <p>(4) 被扶養者資格の再確認</p> <p>・高齢者医療費に係る拠出金等の適正化および被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を目的として、被養者資格の再確認を日本年金機構と連携し、事業主の協力のもとに<u>的確に行う。</u></p> <p>(5) 柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <p>・支部独自の審査基準（3部位または15日以上施術）を設定し、該当する申請について加入者に対する文書照会を強化するとともに、回答の結果、請求内容が疑わしいものについて、必要に応じ受診者や施術者に照会する。<u>または、厚生局に情報提供を行う。</u></p> <p>・<u>文書照会時にチラシを同封し、柔道整復施術受診についての正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。</u></p> <p>(6) 傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止</p> <p>・<u>保険給付の適正化のため、傷病手当金・出産手当金の申請のうち標準報酬月額が83万円以上である申請や、資格取得直後に申請されたものについて審査を強化する。</u></p> <p>・<u>審査で疑義が生じたものは、保険給付適正化プロジェクト会議において、支給の適否を判断するとともに、必要に応じて事業主への立入検査を実施するなど、不正請求を防止する。</u></p>
---	---

(削除)

(7) 効果的なレセプト点検の推進

・診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検を実施する。

・内容点検は、自動点検システムの活用や点検員のレベルアップ、査定事例などの情報収集、基金との協議強化などの取組を「点検効果向上計画」を策定することで一体的に管理・運用し、点検効果額の向上を目指す。

(8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

・資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、一般被保険者分の初回催告を日本年金機構が実施しているが、日本年金機構の催告で回収できなかった一般被保険者分や協会で行う任意継続被保険者分に対し、文書・電話・訪問による催告を早期に実施する。

・事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。

・保険証未回収が多い事業所へは文書、電話や訪問により、資格喪失届の保険証添付について周知を行う。

(7) 海外療養費支給申請における重点審査

・不正請求を防止するため、海外療養費の取扱要領に基づき、外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認を行う。

・診療内容に疑義がある場合は、医療機関への文書照会を実施する。

(8) 効果的なレセプト点検の推進

点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、点検効果額の向上を目指す。

・自動点検等システムを活用した効率的な点検を徹底する。

・点検員のスキルアップを図るために、査定事例の集約・共有化、研修を実施する。

・内容点検業務の一部外委託を実施し内容点検を充実させることにより、レセプト点検の質を一層向上させる。

・平成 28 年度の診療報酬改定への対応として、新たな点検観点の習得・共有化を図る。

(9) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

・資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、日本年金機構と連携して、機構が送付する初回催告に支部作成の返納チラシ及び返信用封筒を同封する。

・日本年金機構の催告で回収できなかった保険証については、文書による催告、電話や訪問による催告を積極的に行い、保険証の回収を強化する。特に任意継続の保険証については、資格が取消され次第、即時電話による催告を行う。

・年金事務所窓口で資格喪失届を受付時に、保険証が未添付の場合は支部作成の回収チラシを来訪者に渡していただくよう機構に依頼する。

・返納金が多い事業所を訪問して資格喪失時には保険証を回収するよう依

(9) 積極的な債権管理・回収業務の推進

・不適正に使用された医療費等を回収するため、返納金債権等については、早期回収に努め、文書催告のほか、弁護士催告、電話や訪問による催告を行うとともに、納付拒否者に対しては法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。

・資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。

・傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。

・交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

(10) 健康保険委員の活動強化

・健康保険事業の推進に必要な活動を行っている健康保険委員に対して、わかりやすい研修や広報活動を通じて、健康保険事業の理解を深めてもらい、より事業所に近い事業展開を図る。

・健康保険事業等に対する理解・協力を得るため、研修、広報を実施
健康保険委員情報誌「けんぽ便り」とっとり」の発信【年4回】
健康保険委員向けの専用冊子「健康保険委員必携」の作成配布
健康保険委員研修会など各種研修会・講習会の実施
健康保険委員表彰の実施

頼し、喪失後の保険証は使えないことを周知する。

・事業主や加入者に対して、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等により周知を行う。

(10) 積極的な債権管理・回収業務の推進

・返納金債権等については、早期回収に努め、文書催告、弁護士名による催告のほか、電話や訪問による催告を行うとともに、納付拒否者に対しては法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。

・資格喪失後受診による返納金債権については、国民健康保険等の保険者との保険者間調整を積極的に活用する。そのためにレセプトグループと連携し、債務者に保険者間調整の制度案内を行い、着実な債権回収に努める。

(11) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

・健康保険委員設置事業所数 1,800 事業所目標

・健康保険事業等に対する理解・協力を得るため、研修、広報を実施
健康保険委員情報誌「けんぽ便り」とっとり」の発信
健康保険委員研修会など各種研修会・講習会の実施
健康保険委員表彰の実施

<p>3. 保健事業</p> <p>(1) <u>特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進</u></p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：78,434人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 58%（実施見込者数：45,492人） ・事業者健診データ 取得率 19%（取得見込者数：14,903人） <p>○被扶養者（受診対象者数：20,894人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 21%（実施見込者数：4,388人） <p>○<u>健診の受診勧奨対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診未実施事業所への訪問勧奨の実施 ・データ提供不可の健診機関にて事業者健診実施している事業所へ紙媒体による健診結果提供依頼訪問勧奨実施 ・鳥取労働局・鳥取県との三者連名による事業者健診データの提供依頼の実施 ・生活習慣病予防健診実施機関の拡大 ・<u>新規事業所</u>・加入者への月次による健診案内通知 ・特定健診未受診者への受診勧奨 <p style="text-align: center;"><u>事業主と協会の連名による受診勧奨</u></p>	<p>3. 保健事業</p> <p>(1) <u>健診</u></p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：75,254人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 57%（実施見込者数：42,894人） ・事業者健診データ 取得率 16%（取得見込者数：12,040人） <p>○被扶養者（受診対象者数：21,017人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 20%（実施見込者数：4,203人）
<p>(2) <u>特定保健指導の推進</u> ※本部未通知のため支部試算による</p> <p>○被保険者（受診対象者数：10,598人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 32%（実施見込者数：3,391人） （内訳）協会保健師実施分 30%（実施見込者数：3,179人） アウトソーシング分 2%（実施見込者数：212人） <p>○被扶養者（受診対象者数：435人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 7%（実施見込者数：30人） <p>○<u>特定保健指導推進対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタボ改善向上への保健指導 ・健診実施機関との連携を深め、特定保健指導の実施体制の確立 	<p>(2) <u>保健指導</u></p> <p>○被保険者（受診対象者数：8,679人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 32%（実施見込者数：2,777人） <p>（内訳）協会保健師実施分 30%（実施見込者数：2,604人）</p> <p>アウトソーシング分 2%（実施見込者数：173人）</p> <p>○被扶養者（受診対象者数：420人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導 実施率 6.1%（実施見込者数：25人）

<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導外部委託機関の拡大 ・健診・保健指導結果やデータ分析報告書を基に、特定保健指導結果の効果分析・業態別の状況把握を行う ・特定保健指導の結果を活用した未実施事業所への訪問勧奨、業態別の特性を活かした案内文書による特定保健指導実施者の拡大 ・(被扶養者) 特定保健指導未実施者への直接勧奨 ・集団健診会場における特定保健指導を見据えたアプローチの実施 	
<p>(3) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOL維持を図るため、健診結果が要治療域と判定されながら未治療の者に対して確実に治療に繋げる取組を行う。 ・糖尿病腎症患者の透析導入防止を主眼に主治医の指示の基づき、保健指導を実施する。 ・地区ごとの糖尿病予防対策検討会等への参画により関係機関との連携強化と地区の実情を把握 	<p>(3) その他の保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり意識の醸成のため、市町村と共同による、地域別医療費分析などの情報を加えた「市町村別の健診ガイド」の作成・配布
<p>(4) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組(コラボヘルス): データヘルス含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「データヘルス計画」による健康経営推進事業を活用し保健事業の実効性を高め、より事業所に直接働きかけ、従業員の「健康づくり」に最大限努める。 ・モデル事業所を選定し、健康づくり事業(健康経営、保健指導や重症化予防など)を実践し、事例研究を通してコラボヘルスを行う。 <p>データヘルス計画 上位目標： 鳥取県との連携事業である「健康経営推進事業」、市町村など関係機関</p>	<p>(4) データヘルス計画</p> <p>上位目標： 鳥取県との連携事業である「健康経営推進事業」、市町村など関係機関と</p>

<p>との連携により、健診受診、特定保健指導などを柱とした健康づくりの環境整備・推進をさらに進め、加入者及び事業主、そして県全体が、健康づくりの重要性を認識し、積極的に取り組んでいる。</p> <p>健康経営参画事業所 平成 30 年 3 月末目標 1,300 事業所 特定健診受診率 平成 30 年 3 月末目標 65% 特定保健指導実施率 平成 30 年 3 月末目標 30%</p> <p>下位目標</p> <p><u>①健康経営宣言事業所数を拡大する。</u></p> <p><u>②事業所が健康づくりメニューに具体的に取り組み始めている。</u></p> <p><u>③健康づくりに取り組んだ事業所の健康度が改善している。</u></p> <p><u>④事業所が健康診断を従業員全員に実施している。</u></p> <p><u>市町村との連携を強化して被扶養者の健診率向上に取り組んでいる。</u></p> <p><u>⑤健診受診率の向上・市町村との共同分析により、精度の高い分析ができ、効果的な対策を実施できている。</u></p> <p><u>⑥事業所が健康診断後の特定保健指導を対象者全員に実施している。</u></p> <p><u>⑦特定保健指導対象者の健康度が改善し、効果を数値検証できている。</u></p>	<p>との連携により、健診受診、特定保健指導などを柱とした健康づくりの環境整備・推進を行い、加入者及び事業主、そして県全体が、健康づくりの重要性を認識し、積極的に取り組んでいる。</p> <p>下位目標①：健康経営参画事業所数：平成 30 年 3 月末目標 <u>1,000</u> 事業所 下位目標②：特定健診受診率：平成 30 年 3 月末目標 65% 下位目標③：特定保健指導実施率：平成 30 年 3 月末目標 30%</p>
	<p>(5) 受診勧奨対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村国保・国保連合会などとの連携による受診勧奨の実施 共同広報やオプション検診の実施 特定健診・がん検診のダブル受診のための環境整備 <p><u>(1)保健事業の総合的かつ効果的な推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>健診・保健指導結果やデータ分析報告書を基に、特定保健指導結果の効果分析・業態別の状況の把握を行う。</u> ・<u>重症化予防対策として未治療者への受診勧奨を実施、支部独自の二次勧奨を実施するほか、連続該当者の把握・個別アプローチを実施す</u>

る。

(2) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

- ・ 生活習慣病予防健診未実施事業所への訪問勧奨の実施
- ・ データ提供不可の健診機関にて事業者健診実施している事業所へ紙媒体による健診結果提供依頼訪問勧奨実施
- ・ 生活習慣病予防健診実施機関の拡大
- ・ 新規加入者への月次による健診案内通知
- ・ 特定健診未受診者への受診勧奨
- ・ 特定保健指導外部委託機関の拡大
- ・ 特定保健指導の効果分析を活用した未実施事業所への訪問勧奨、業態別の特性を活かした案内文書による特定保健指導実施者の拡大
- ・ (被扶養者) 特定保健指導未実施者への電話勧奨
- ・ お客様のニーズに合わせた複数の支援パターンによる特定保健指導、企業健康度カルテを活用した特定保健指導、糖尿病性腎症を意識した保健指導の実施
- ・ 支部内研修会等を通じた保健師・管理栄養士のスキルアップ

(3) 各種業務の展開

- ・ 加入者へのポピュレーションアプローチ
講習会や事業所における健康づくり講演等の実施
- ・ 鳥取県がん対策推進会議等県主催の会議への参画により、関係機関との連携強化と東・中・西部地域の実情を把握する。

(5) 各種業務の展開

- ・ 加入者へのポピュレーションアプローチ
講習会や事業所における健康づくり講演等の実施
- ・ 「健康づくり推進協議会」を開催し、意見を聴取し事業展開に生かす。
- ・ 鳥取県がん対策推進会議等県主催の会議への参画により、関係機関との連携強化と東・中・西部地域の実情を把握する。
- ・ 連携協定を締結した関係団体との協働事業に積極的に取り組む。
県内全市町村と共同による、地域別医療費分析などの情報を加えた「市町村別の健診ガイド」の作成・配布
- ・ 刷新システムの機能やデータを活用し、業務の効率化と平準化を図る。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革

- ・協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着
研修などを通じ、職員に期待する職員像、役割を示すとともに、協会のミッションや目標の徹底、意識改革を図る。
- ・コンプライアンス・個人情報保護等の徹底
研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検・徹底する。
- ・リスク管理体制の整備
平時からの点検・訓練やリスク管理委員会の開催

(2) 人材育成の推進

- ・職員が「発信力・営業力・訴求力」の向上を目指し、職員が「自ら育つ」という成長意識を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。

「OJT (On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせての実施

(3) 業務改革・改善の推進

- ・業務の効率化・標準化を進めるため、業務全般を見える化（数値化、グラフ化など）し、阻害要因などを洗い出すことで具体的な改善に取り組む。
- ・業務・システム刷新の機能等を十分に活用した業務の実施や職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。

4. 組織運営及び業務改革

(1) 組織や人事制度の適切な運営と改革

- ・協会の理念を實踐できる組織風土・文化の更なる定着
研修などを通じ、職員に期待する職員像、役割を示すとともに、協会のミッションや目標の徹底、意識改革を図る。
- ・コンプライアンス・個人情報保護等の徹底
研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検・徹底する。
- ・リスク管理体制の整備
平時からの点検・訓練やリスク管理委員会の開催

(2) 人材育成の推進

- ・「OJT (On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせて計画的に実施する。

(3) 業務改革・改善の推進

- ・支部内での創意工夫を提案・検討するため、または各グループにおいて発生した課題を検討するために、定期的に業務改善委員会を行い、具体的な改革・改善を実現していく。
- ・業務の効率化を図るため、健康保険給付申請書の入力業務や保険証、支給決定通知書等の作成・発送業務については、極力集約化しアウトソースを行う。
- ・業務及びそのプロセスや職員の配置等の不断の点検等を通じて、職員の

<p>(4) 経費の削減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、競争入札や消耗品の適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。 ・調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。 	<p>コア業務や企画的業務への重点化を進める。</p> <p>(4) 経費の節減等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス水準の確保に留意しつつ業務の実施方法見直しの検討を行うとともに、競争入札や消耗品の適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。 ・調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。
--	--

平成 29 年度目標指標

【目標指標】

サービス関係指標		平成 29 年度（目標）	平成 29 年度（数値）
サービススタンダードの遵守	健康保険給付の受付から振込までの日数の目標（10 営業日）の達成率	100%	
	健康保険給付の受付から振込までの日数	10 営業日以内	
健康保険委員の委嘱拡大	健康保険委員委嘱者数	1,850 事業所	
健康保険委員の活動強化	広報誌「けんぽ便り」の発行	年 4 回発行	
加入者・事業主への広報	メールマガジン新規登録者数		
保健事業関係指標			
データヘルス	健康宣言事業所数	1,300 事業所	
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者 58%（45,492 人） 被扶養者 21%（4,388 人）	
事業者健診の取得	事業者健診のデータの取込率	19%（14,903 人）	
保健指導の実施	特定保健指導実施率 （本部未通知のため支部試算による）	被保険者 32%（3,391 人） 被扶養者 7%（30 人）	
医療費適正化等関係指標			
レセプト点検効果額	加入者 1 人当たり診療内容等査定効果額（医療費ベース）		
ジェネリック医薬品の使用促進（年間）	ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）	70%以上 （平成 32 年度末までに 80%以上）	